

**建築基準法に基づく定期報告制度について
建築物等における事故情報について**

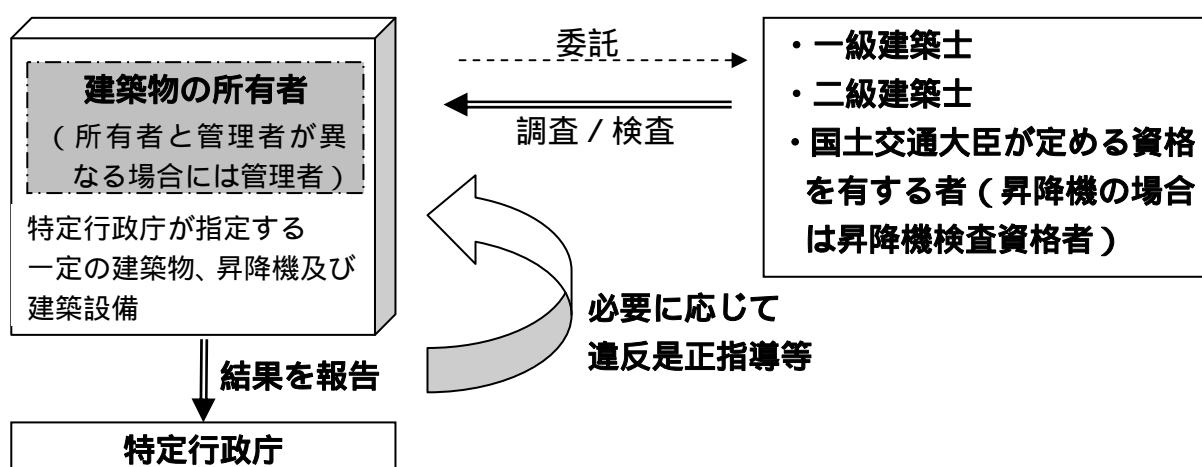
**平成20年11月26日
国土交通省住宅局
建築指導課**

建築基準法に基づく定期報告制度について

1. 定期報告制度の概要

建築物の所有者・管理者・占有者は常時適法な状態に維持するよう努めなければならないが、多数の者が利用するような用途及び規模の建築物等については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要がある。

このため、特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備を指定し、これらの建築物については所有者・管理者に委ねるだけでなく、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けている。



	対 象	調査 / 検査の内容	特定行政庁への報告の時期
建築物	劇場、映画館、ホテル、百貨店、事務所等の不特定又は多数の者が利用する建築物で特定行政庁が指定するもの	外壁のタイルがはがれかけていないか、必要な防火扉が撤去されていないか等について、目視、打診等により調査	半年から3年の間で特定行政庁の定める時期
昇降機	特定行政庁が指定する昇降機	ブレーキパッドや主索が摩耗していないか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	半年から1年の間で特定行政庁の定める時期
排煙設備等の建築設備	劇場、映画館、ホテル、百貨店、事務所等の不特定又は多数の者が利用する建築物の換気設備、排煙設備等の建築設備で特定行政庁が指定するもの	換気設備の換気量が適切か、排煙設備が適切に作動するか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	

2. 見直しの概要（平成 20 年 4 月 1 日施行）

平成 18 年 6 月の東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故、昨年 5 月の大阪府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故等を受けた社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会における検討結果を踏まえ、以下の見直しを実施した。

（1）定期報告に係る調査・検査の項目、方法、基準の明確化

これまで建築基準法令上に詳細かつ具体的な定めがなかった定期報告に係る調査・検査の詳細な項目、項目ごとの調査・検査の方法、結果の判定基準を明確化し、国土交通大臣が告示として定めた。

（2）報告内容の充実

定期報告に係る調査・検査の項目、方法、基準の明確化を受け、特定行政庁への報告書の様式等について、以下のように見直した（省令及び告示）。

項目ごとに調査・検査をした資格者及び代表する立場の資格者を明記させることとした。

調査・検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項及び前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加した。

定期調査・検査の結果表の添付を義務づけた。

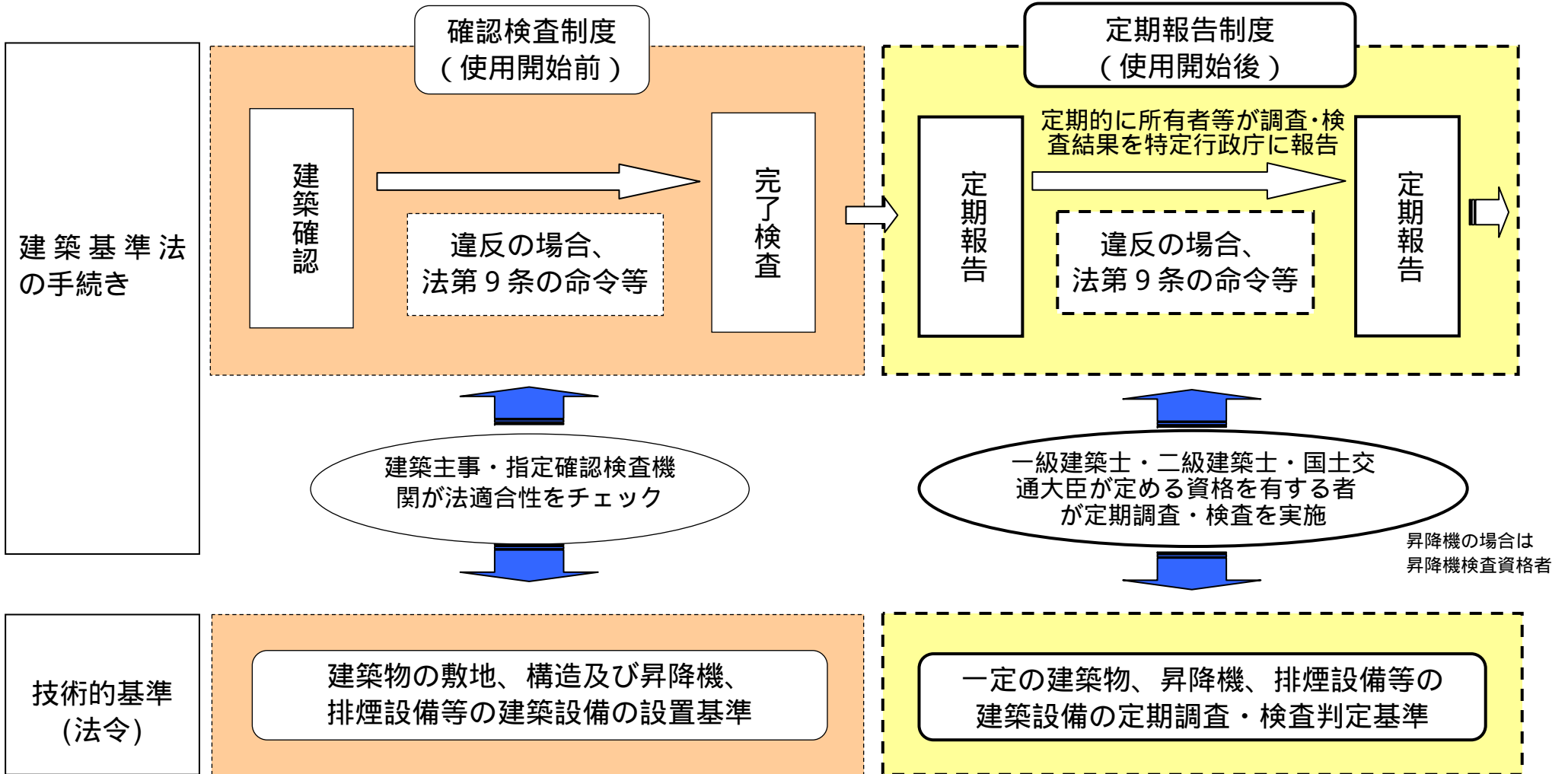
必要な調査・検査項目について、写真や試験結果の概要等の資料の添付を義務づけた。

（添付を義務づける資料の例）

検査項目	添付資料
エレベーターの主索	かごが基準階（乗降最頻階）の停止位置と加速終了位置の間又は減速開始位置から基準階の停止位置の間にある場合に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を撮影した写真
エレベーターのブレーキ（ドラム式）	ブレーキパッドの状態を撮影した写真
遊戯施設の車輪軸	超音波探傷試験等の非破壊検査の結果概要（検査方法、き裂の有無、車輪軸の写真等）
要重点点検・要是正の指摘があった部分	検査の結果、要重点点検または要是正と判定された部分の写真

あわせて、閲覧の対象となる報告概要書の様式についても、前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加した。

建築基準法における法適合性のチェックについて



建築物等における事故情報について

1. 事故情報の収集及び活用

建築物や遊戯施設等において事故が発生した場合には、類似事故の発生を防止する観点から、事故情報について連絡体制を整備するとともに、再発防止策の周知や技術的基準の見直し等その活用を図っているところ。

従来、重傷以上の死傷事故等の重大事故が発生した場合には、利用者等からの通報や報道情報、消防部局等関係行政機関との情報共有等により把握した事故情報について、特定行政庁から国土交通省への報告を行っており、必要に応じて、同型機等の緊急点検や再発防止策の周知徹底、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会（以下「事故部会」という。）へ報告し技術的基準の見直し等を実施してきたところである。

平成 18 年 6 月の東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故、昨年 5 月の大阪府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故等の事例を受けた省令改正により、定期報告内容の充実を図ったこと踏まえ、建築物や遊戯施設等において発生した事故の情報の共有化を図ることによりこれらの施設の安全確保対策の一層の徹底を図るため、本年 4 月に、各特定行政庁に対し、

- ・ 情報収集窓口の設置や広報・インターネットを活用した周知
- ・ 消防部局等関係行政機関と連携した情報共有体制の整備
- ・ 収集した事故情報や再発防止対策の公表等
- ・ 定期検査・報告制度により報告された不具合情報に基づく再発防止策の検討や技術的知見の情報共有

の実施等について技術的助言（通知）を行い要請したところ。

なお、事故を未然に防止する観点から、特定行政庁から事故の予防上特に重要と認められる事案は全て報告することとしており、収集・分析した情報について事故部会に報告し、技術的基準の見直し等の必要な対策の検討に役立てることとしている。

2. 特定行政庁から国への報告対象

・ 事故情報

不特定又は多数の者が利用する建築物や遊戯施設等において発生した人身事故で、重傷以上のもの又は社会的影響が大きいと認められるもの

・ 定期報告に基づく不具合情報

事故の予防上特に重要と認められるもの

3. 最近の主な事故事例とその対応

発生年月日	発生場所	事故の概要	再発防止への対応
H20.8.3	東京都内	大規模集客施設において1階から4階に向かう上りエスカレーターが停止し、約50名が転倒した。10名が負傷。想定以上の乗客がエスカレーターに乗り込んだことが原因ではないかと指摘されている。	<ul style="list-style-type: none"> 同様の施設の所有者、管理者等関係者等に対し、適正な運行管理を行うこと等について注意喚起を周知。 事故部会へ報告し、その他の事故・不具合情報等とあわせて必要に応じて対応策を検討予定。
H19.10.16	神奈川県内	商業施設でエスカレーター外側に硬貨を落としたため男児が身を乗り出してのぞき込んでいたところ、手すりベルトと交差部のアクリル板とのすき間に頭部を挟まれた。首を強く圧迫されたことによる窒息で意識不明、後に回復。調査によりエスカレーターの保護板の取り付け状況について建築基準法違反が判明。	<ul style="list-style-type: none"> 全国のエスカレーターについて、保護板の取り付け状況等について緊急点検を実施。
H19.5.5	大阪府内	6両編成のジェットコースターに22名が乗車していたところ、2両目が脱輪し、4人シートが傾き、端に乗車していた女性がフェンスで頭を強打。1名が死亡、負傷者34名。調査により台車の車軸が破断していたことが判明。	<ul style="list-style-type: none"> 全国ジェットコースター等類似の遊戯施設について、車軸の亀裂の有無等の緊急点検を実施。 事故部会へ報告しその検討結果を踏まえ、定期検査・報告制度の基準を改正(H20.4.1施行)。
H19.4.4	東京都内	超高層ビルのエレベーターで、堆積していた粉塵に着火し発煙。調査によりエレベーターの8本の主索のうち1本について、ロープを構成する撚り合わされたストランド8本のうち1本が破断し、機械室の機械部品に接触し火花が生じ、その火花により着火したことが判明。	<ul style="list-style-type: none"> 事故機と同じ点検事業者が定期点検等を実施したエレベーターについて、主索の緊急点検を実施。 その後、同様な事案が続いたことを受け、主要な点検事業者が定期点検等を実施したエレベーターについても同様の緊急点検を実施。 事故部会へ報告しその検討結果を踏まえ、定期検査・報告制度の基準を改正(H20.4.1施行)。
H18.6.3	東京都内	公共賃貸住宅のエレベーターで、ドアが開いたままの状態かごが上昇し、乗り合わせた高校生がかごの床と乗り場扉の枠との間に挟まれた。被害者は死亡。事故原因については警察の捜査中であり特定はされていないが、電磁ブレーキのブレーキパッドの摩耗・オイルの付着等保守管理に問題があったのではないかと指摘されている。	<ul style="list-style-type: none"> 事故機と同メーカーのエレベーターについて緊急点検を実施。 事故原因は特定されていないが、事故の状況等について事故部会へ報告し、事故部会において想定される原因に基づき対応策の検討を行い、その結果を踏まえ、エレベーターの技術的基準の改正(H21.9.28施行)、定期検査・報告制度の基準の改正(H20.4.1施行)を実施。

事故が起きた場合等の建築行政の対応

